平成２１年（フ）第３９１３号
神奈川県横浜市都筑区中川２丁目９―10―902
破産者　南　　武宜
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３９２８号
東京都練馬区豊玉中１丁目５－８
破産者　金丸　　正
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３９６７号
千葉県千葉市若葉区愛生町137番地の25
破産者　有限会社愛生ベビー
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０６３号
埼玉県所沢市北原町1385番地の８
破産者　実栄工業株式会社
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０６５号
埼玉県所沢市中富南１丁目９―10
破産者　児玉　和子
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４０９９号
千葉県君津市南子安２丁目17番32号
破産者　有限会社富士盛光
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４１００号
千葉県君津市南子安２丁目15―16
破産者　山崎　明美
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４１０１号
千葉県君津市南子安２丁目15―16
破産者　山崎　裕晴
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４１２４号
東京都墨田区江東橋５丁目７番５―704号
破産者　新生広告株式会社
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４１５１号
東京都千代田区丸の内１丁目１番３号　ＡＩＧビル
破産者　株式会社ブランドイノベーション
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２６９号
東京都渋谷区広尾１丁目５番５号　オカダハウス１Ｆ
破産者　株式会社ＮＡＶＩＢＬＯＧ
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２７０号
英国ロンドン市シーフォード通り84Ａ、外国人登録原票上の住所東京都渋谷区広尾１丁目５－５１Ｆ
破産者　モハメドカレシーこと　カレシー　モハメド　アリ　ウィズロー
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４４９１号
北海道札幌市中央区大通西16丁目３番地12
破産者　株式会社ケイズインターナショナル
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５３０３号
埼玉県春日部市新宿新田327―14
破産者　岩渕　弘子
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５２１号
東京都新宿区西落合３丁目13―14―201
破産者　北里　由美
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５３０号
東京都北区豊島５丁目５－６－340　鈴木方
破産者　谷藤　　誠
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６７５号
東京都足立区六月３丁目19―１　第二日向荘６
破産者　桃原　広光
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７２５号
大阪府堺市日置荘原寺町33―16
破産者　瓜生　高志
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７２６号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９－３―1005
破産者　本間　光輝
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７２７号
埼玉県朝霞市幸町２丁目18―50―103
破産者　本間ヤイ子
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７４３号
東京都墨田区八広１丁目41―７―201　八広オーブハイツⅡ
破産者　高橋　隆行
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７４４号
東京都墨田区八広１丁目41―７―201　八広オーブハイツⅡ
破産者　高橋　順子
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部